

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月12日付け総務第68号で行った「四日市市職員研修所内ではこの会議（「第4回接遇向上推進会議」）を受けて所属でどの様に考えたかがわかる行政情報及び四日市市職員研修所では議論をハグラカシタ回答をするのだと規定している行政情報」の行政情報不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年7月31日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成28年8月12日付けで行った行政情報不存在決定について、これを取り消すことを求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書（補正書）、追加意見書兼口頭陳述申出書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、「四日市市職員研修所内では、平成28年3月8日に開催された第4回接遇推進会議（以下「接遇推進会議」という。）を受けて各所属でどの様に考えたかがわかる行政情報及び四日市市職員研修所では議論をハグラカシタ回答をするのだと規定している行政情報」が記載された行政情報である。
- (2) 接遇推進会議で事務局から、許認可の関係で来庁された方からのご意見として窓口で作業服の前のファスナーや腕のボタンを開けていたり、メモや手帳を持たずに対応する職員がおり、不快に感じたとのこと。接遇マニュアルの身だしなみの項目で「判断基準は厳しいお客様の視線」とある。業務により適切な身だしなみは違うものであり、こういったご意見もあることを踏まえ、今一度各所属で身だしなみについて確認していただきたい。と開示された議事録では

記載され確認されています。別件で何度も職員研修所等を訪問し、市役所内の事例に関してご報告し、道路管理課からは書面で回答をいただいている。このような道路管理課からの接遇についての書面回答も各所属で接遇についてどう考えたかが解る行政情報の一つなので行政情報不存在はありえない。私への回答以外でも各所属で考えた結果の何らかの行政情報はあるはずなので、職員研修所が特定ができていないので探していないのが実態である。また、四日市市職員研修所では議論をハグラカシタ回答をするのだと規定している行政情報に関しては社会通念上ありえないことだとは思いますが、規則もないのになぜそのようなことをしたのか追及する為の資料として活用するために開示請求を行うものである。

- (3) 請求人は行政情報開示請求の後、職員研修所を訪問して四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定いたしましと申し出ているがほとんど相手にされないで一方的に開示決定されている。請求者が求めている行政情報（職員研修所の所長の上司もしくは他部署が決裁した物）とはまったく違う物を探しているのではないのでしょうか。よって、再度請求人の求めている行政情報を協議・協力して特定し、請求人が求める行政情報を開示していただくことをお願いいたします。
- (4) (3)により、協議・協力して再度請求者が求める行政情報を確認しても存在しない場合はありえないことですが、今回と同様に行政情報不存在決定とせざるをえない事になります。その場合、情報公開条例の第1条（目的）による行政としての説明責任が発生してくることはご認識いただきたいと思います。
- (5) 開示請求書には開示していただく行政情報の特定に関しては四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定出来る様に宜しくお願いいたします。と記載されておりますので行政情報の特定に協力しなかったことによる、今回の行政情報開示決定は四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項に違反している為、重大な情報公開条例違反であり、開示決定担当部署は知る権利の保障を妨害している。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述及び回答書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 接遇向上推進会議を受けての各所属における取組については、その状況を把握した資料等は作成しておらず、また、保有もしていないことから、不存在決定を行ったものである。
- (2) 四日市市職員研修所は議論をハグラカシタ回答をするのだと規定した行政情報については、明らかに不存在である。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の不存在について

ア 請求人の主な主張は、「接遇向上推進会議において、事務局よりいま一度各所属で身だしなみについて確認していただきたい、との説明がなされ、道路管理課からは身だしなみについての書面での回答をもらった。これらの事実を前提とすれば、接遇向上推進会議の事務局である職員研修所において接遇向上推進会議で注意喚起した身だしなみについて、会議に出席した各所属から接遇に対してどのように取り組んだかがわかる行政情報が存在しているはずである。」というものである。

イ 当審査会において、実施機関からの説明を受けたところ、定期的に接遇職場診断チェック表や接遇向上推進職場取組シートを各所属から提出を受けてはいるが、それらの接遇に関する報告は接遇向上推進会議を受けて提出しているものではないことは、実施機関から提出された回答書及び添付書類から認められる。また、道路管理課が審査請求人に回答した書面は、接遇向上推進会議を受けてのものではなく、市政への提案箱に対するものであるとの点についても、実施機関の説明に不合理な点はなく、当該書面からもその旨が記載されており、当該事実が認定できるため、本件行政情報が存在しないと判断できる。そのた

め、本件行政情報を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月17日	・ 諮問書受理
平成29年 6月19日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成29年度第2回審査会合議体)
平成29年 7月19日	・ 実施機関及び審査請求人の口頭による意見陳述及び 審議 (平成29年度第3回審査会合議体)
平成29年 8月25日	・ 審議 (平成29年度第4回審査会合議体)
平成29年10月 3日	・ 答申

経緯 (参考)

平成28年 7月31日 行政情報開示請求
 平成28年 8月12日 行政情報不存在決定
 平成28年11月18日 審査請求
 平成28年11月28日 補正書
 平成28年12月27日 弁明書
 平成29年 1月27日 追加意見書兼口頭陳述申出書